

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 5 日

熊本県健康福祉部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）

### 平成 28 年熊本地震における避難所の暑さ対策について

今時災害の復旧に当たり、熊本県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

今般の震災は被害が甚大であり、未だに多数の被災者の方が避難所で生活されています。

避難所の暑さ対策については、「避難所の生活環境の整備等について」（平成 28 年 4 月 15 日府政防第 582 号）により通知しているところですが、特に、本格的な夏場を迎える中、長期化が予想される避難所で厳しい生活を送られている被災者の方々に対し、避難所の暑さ対策が課題となります。

このため、今般、避難所の暑さ対策について、以下のとおり留意事項等を取りまとめましたので、必要な対策を講じられるよう特段の配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 避難所におけるエアコン設置について

エアコンを設置していない避難所については、設置するようお願いいたします。また、5、6 月中に閉鎖する予定の避難所であっても設置するようお願いいたします。

エアコンの設置に当たっては、1 避難所 1 台という制限はなく、避難所の広さや避難者数に応じた必要台数を設置し、複数の部屋がある場合にも所要の台数を設置していただくようお願いいたします。

なお、基本的にはレンタルにて設置いただくことが望ましいと考えておりますが、レンタルでの設置が難しい場合には、内閣府まで相談願います。

## 2 エアコン設置が困難な場合の対応

(1) 避難所の所有者・管理者の都合や建物の構造等により避難所にエアコンを設置することが困難な場合には、避難所内あるいは隣接する場所(例えば特定の個室、用具倉庫等)へのエアコンの設置、近傍にエアコンを設置した仮設休憩所を設置するなど、積極的な暑さ対策を行っていただくようお願いします。

また、暑さ対策として、扇風機、網戸、氷柱の設置等のもとより、これらを組み合わせての利用や避難所建物周辺に打ち水を行う等の工夫をしていただきますようお願いします。

(2) 被災者の方々に対し、冷却用シート・マット、保冷剤、通気性の良い吸湿・速乾の衣服等を生活必需品として供与するよう配慮をお願いします。

3 上記にお示しさせていただいた対策に係る経費については、災害救助法による国庫負担の対象となります。また、上記以外の避難所の暑さ対策等を、現場の実情に応じ、創意工夫によって適切に実施していただきますよう、強く要請いたします。

所要経費については、貴県からの相談に弾力的に対応していきますので、当職(被災者行政担当)宛て、前広に連絡してください。

4 避難所の暑さ対策には万全を期していただき、避難者に熱中症患者等を発生させることのないよう、全力を尽くしていただくことを重ねてお願いします。